

小美玉市下水道事業における「水の官民連携(ウォーターPPP)」 事業スキーム 説明資料

令和8年9月

小美玉市 都市建設部 下水道課



目次

- 1.事業概要
- 2.対象業務の範囲
- 3.公募概要
- 4.実施方針の公表について
- 5.アンケート調査について
- 参考. 用語の説明



1.事業概要

1.事業概要

本市ウォーターPPPの事業スキームは以下のとおりとしています。(■:本事業スキームで採用・対象)

項目	事業スキーム	備考
事業期間	10年間	令和10年度～令和19年度
事業方式	☐ 公共施設等運営事業(コンセッション)【レベル4】 ☒ 管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】	
ウォーターPPP の類型	☒ 更新支援型 ☐ 更新実施型	
対象事業	☒ 公共下水道 ☐ 農業集落排水	詳細はP.6を参照
対象施設	【汚水】 ☒ 管路施設 ☒ マンホール形式ポンプ場 ☒ 中継ポンプ場 ☒ 流量計施設 【雨水】 ☐ 管路施設 ☐ 雨水ポンプ場 ☒ 水門機場	詳細はP.6を参照

1.事業概要

○レベル3.5を導入する場合は、以下の4要件を全て充足する必要があります。

※性能発注における性能規定、プロフィットシェアの枠組みは現在検討中です。

要件① 長期契約(原則10年)



長期の事業期間により民間事業者の参加意欲を促進
(→業務量・雇用の安定化)

要件② 性能発注



民間事業者によるノウハウ・創意工夫が発揮しやすいよう、満たすべき水準(要求水準)を定め発注
(↔従来は仕様発注)

要件③ 維持管理と更新の一体マネジメント



個別発注していた維持管理と更新を一括発注し、効果的・効率的に実施
(→更新支援型または更新実施型)を選択

要件④ プロフィットシェア



民間事業者によるライフサイクルコスト削減の提案を促進
(→コストの削減分は本市と民間事業者で利益を分配)



2.対象業務の範囲

2.対象業務の範囲

○本市が所有している下水道施設のうち、本ウォーターPPPの対象施設は以下のとおりです。

事業種別	項目	施設区分	本ウォーターPPP 対象	備考
公共下水道	公共(汚水)	管路施設	○	
		中継ポンプ場	○	下高場中継ポンプ場、脇山中継ポンプ場
		マンホール形式ポンプ場	○	
		流量計施設	○	
	公共(雨水)	管路施設	—	
		雨水ポンプ場	—	
		水門機場	○	園部川水門機場
	特環(汚水)	管路施設	○	
		マンホール形式ポンプ場	○	
		流量計施設	○	
農業集落排水		管路施設	—	98.1km
		処理場	—	4処理施設
		マンホール形式ポンプ場	—	150箇所

※農業集落排水施設は、『污水处理施設の統廃合等に関する広域化・共同化計画(令和4年度)の策定(茨城県)』の内容に基づき、公共下水道へ接続を予定していますが、接続時期が未定のため、農業集落排水施設の維持管理業務等は引き続き個別発注します。

2.対象業務の範囲

○本ウォーターPPP対象施設の現況数量(令和7年度末時点)は以下のとおりです。

項目	施設	公共	特環	合計
汚水	管路施設	208.3km	59.7km	268.0km
	中継ポンプ場	2施設	—	2施設
	マンホール形式ポンプ場	81基	23基	104基
	流量計施設	5基	6基	11基
雨水	水門機場	1基	—	1基

2.対象業務の範囲

○各対象施設における業務は以下のとおりです。

【 管路施設(污水)の業務内容 】

業務項目	業務内容	主な業務内容
①計画的維持管理業務	点検	下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール点検
	調査	下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール目視調査、TVカメラ調査(事前洗浄含む) 等
②住民対応業務	調査	マンホール目視調査、TVカメラ調査、取付け管TVカメラ調査等
	清掃	高圧洗浄車清掃工(揚泥車)、吸泥車清掃工(吸込車)、人力清掃、取付け管清掃 等
	修繕	管きよ、人孔、取付け管、鉄蓋等の軽微な補修
③問題解決業務	水質調査	流域接続点の水質調査
④計画策定業務	更新計画案策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5年毎]
	SM計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5年毎]

2.対象業務の範囲

【マンホール形式ポンプ場(汚水)の業務内容】

業務項目	業務内容	主な業務内容
①維持管理業務	保守点検	保守点検、簡易補修、法令点検
	清掃	ポンプ槽内清掃、汲み取り
	修繕	定期修繕、緊急修繕
	緊急対応	異常通報受電時の巡視、応急措置(修繕、清掃 等)
②計画策定業務	更新計画案策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5年毎]
	SM計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5年毎]

【中継ポンプ場(汚水)の業務内容】

業務項目	業務内容	主な業務内容
①維持管理業務	保守点検	保守点検、簡易補修、法令点検
	清掃	槽内清掃・汲み取り
	修繕	定期修繕、緊急修繕
	緊急対応	異常通報受電時の巡視、設備の不具合対応
②計画策定業務	更新計画案策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5年毎]
	SM計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5年毎]

2.対象業務の範囲

【 流量計施設(污水)の業務内容 】

業務項目	業務内容	主な業務内容
①維持管理業務	保守点検	保守点検、簡易補修、法令点検
	清掃	場内清掃、草刈、剪定 等
	修繕	定期修繕、緊急修繕
	緊急対応	設備の不具合対応
②計画策定業務	更新計画案策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5年毎]
	SM計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5年毎]

【水門機場(雨水)の業務内容 】

業務項目	業務内容	主な業務内容
①維持管理業務	施設管理	保守点検、軽微故障の修理、消耗品交換、場内清掃・整備

※園部川水門機場の年2回の保守点検を対象業務とします。

2.対象業務の範囲

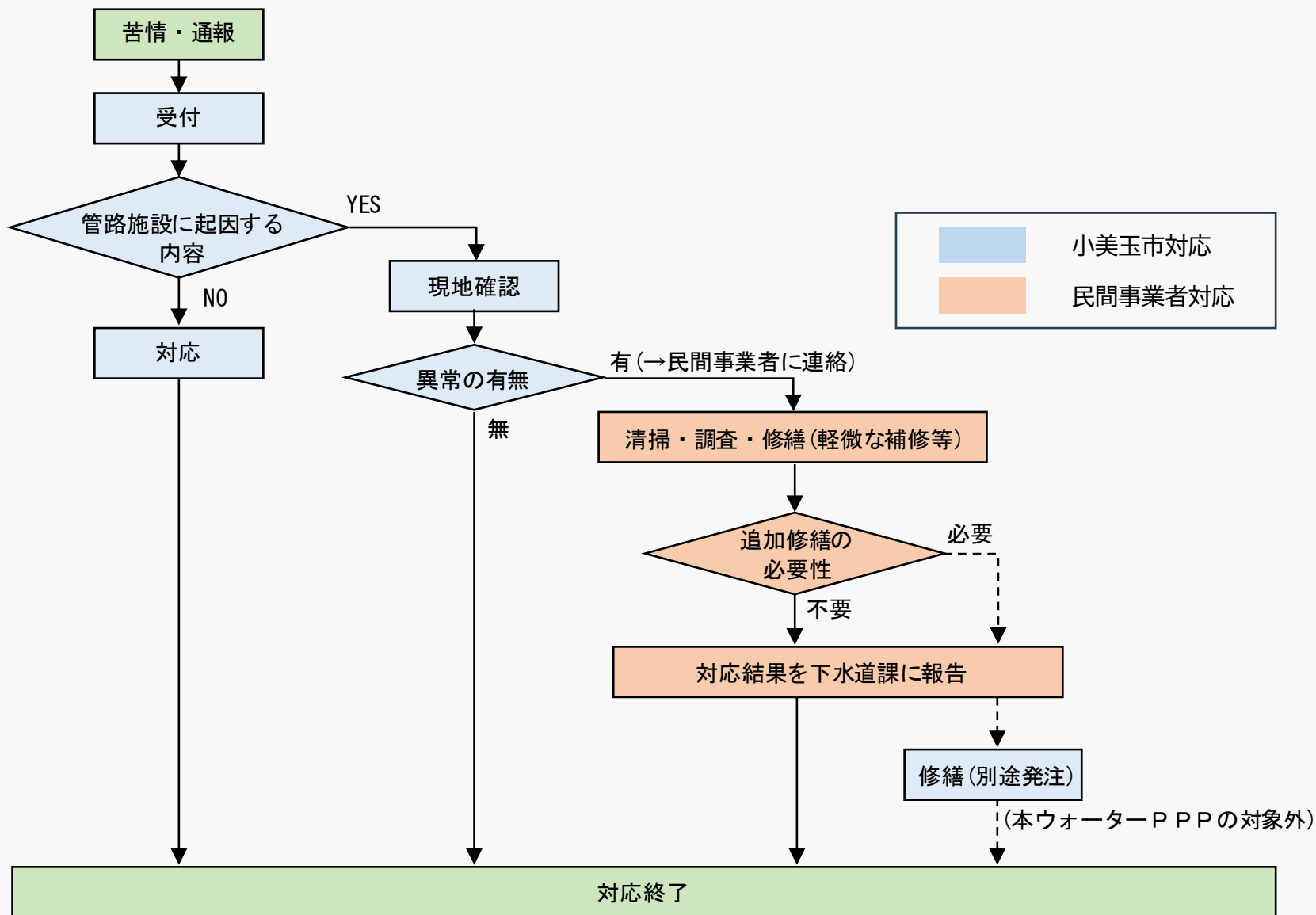
【 その他(全施設共通)の業務内容 】

業務項目	業務内容	主な業務内容
①統括管理業務	一元管理	一元的な業務管理
	受託者間の調整	各種会議の開催(委託者向け、JV企業間)、 関係機関との調整および書類のとりまとめ
	工程管理	業務計画、定例会議(3ヶ月毎)
	管理者の履行確認の対応	履行確認の対応、提案事項への対応
	セルフモニタリング	実施計画書の作成、報告書の作成、継続的改善
	業務データ管理	実施業務のデータ集約・情報の整理、維持管理作業
	事業管理	予算・実施費用等の管理、業務間での数量・予算の調整等
	業務改善	業務成果の分析と課題の整理・課題に対する改善提案、 品質向上・コスト削減・住民サービス向上への取組
	新たな社会課題への対応	中長期的な事業マネジメントの提案、 次期の官民連携事業に向けた提案
	業務マネジメントの実践	効率的なデータ管理手法の提案・導入

※統括管理業務の業務内容及び主な業務内容は、「下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料-2026年7月-」(日本下水道新技術機構)を参考に設定しています。

2.対象業務の範囲

住民対応等業務は、以下の実施フローに沿って実施する予定です。



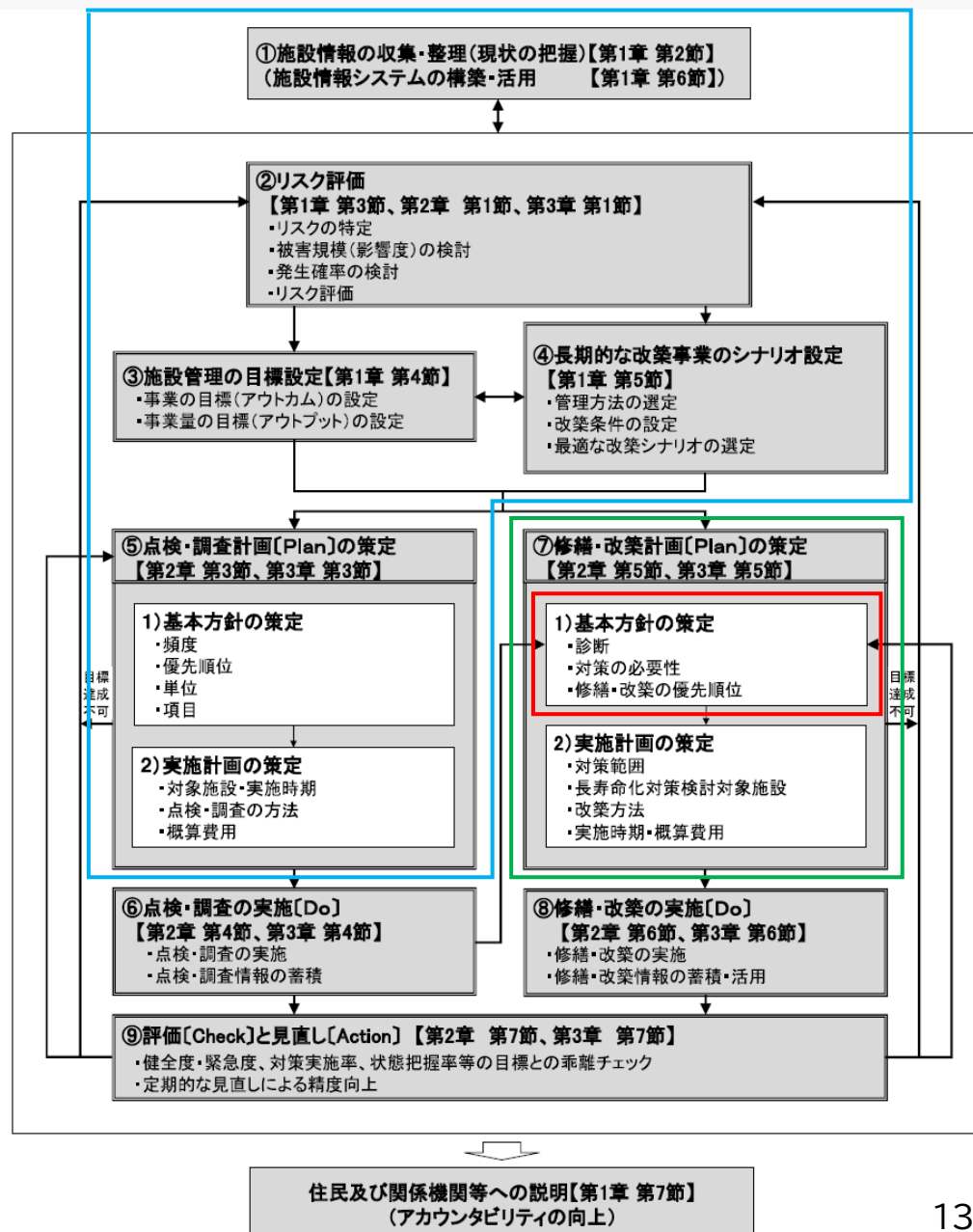
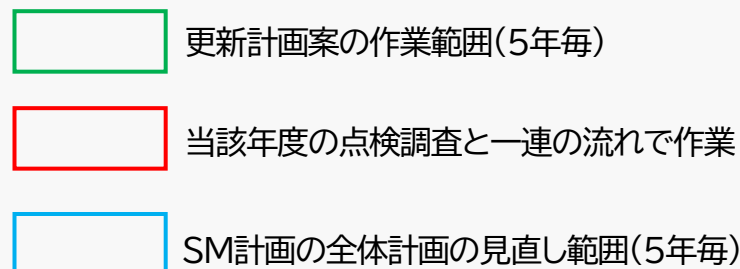
2.対象業務の範囲

<更新計画案策定の作業方針>

- 更新計画案策定は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」(右図)に示されている『修繕・改築計画の策定』を行います。
- 『日々の維持管理から下水道施設の状態に関する情報を収集し、気づき等を得ること』に留意して、当該年度に実施する点検調査と、修繕・改築計画のうち「基本方針の策定」の作業項目を一連の作業として実施いただくことを想定しています。

【毎年度の点検調査と一連の作業として実施する項目】

- ①診断(緊急度の判定)
 - ②対策の必要性整理(維持or対策措置)
 - ③優先順位の整理(対策措置が必要な管路の対策優先度)
- 修繕・改築計画の策定のほか、全体計画の見直し作業を実施いただきます。





3.公募概要

3.公募概要

受託者の選定方式は技術力等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式を想定しています。

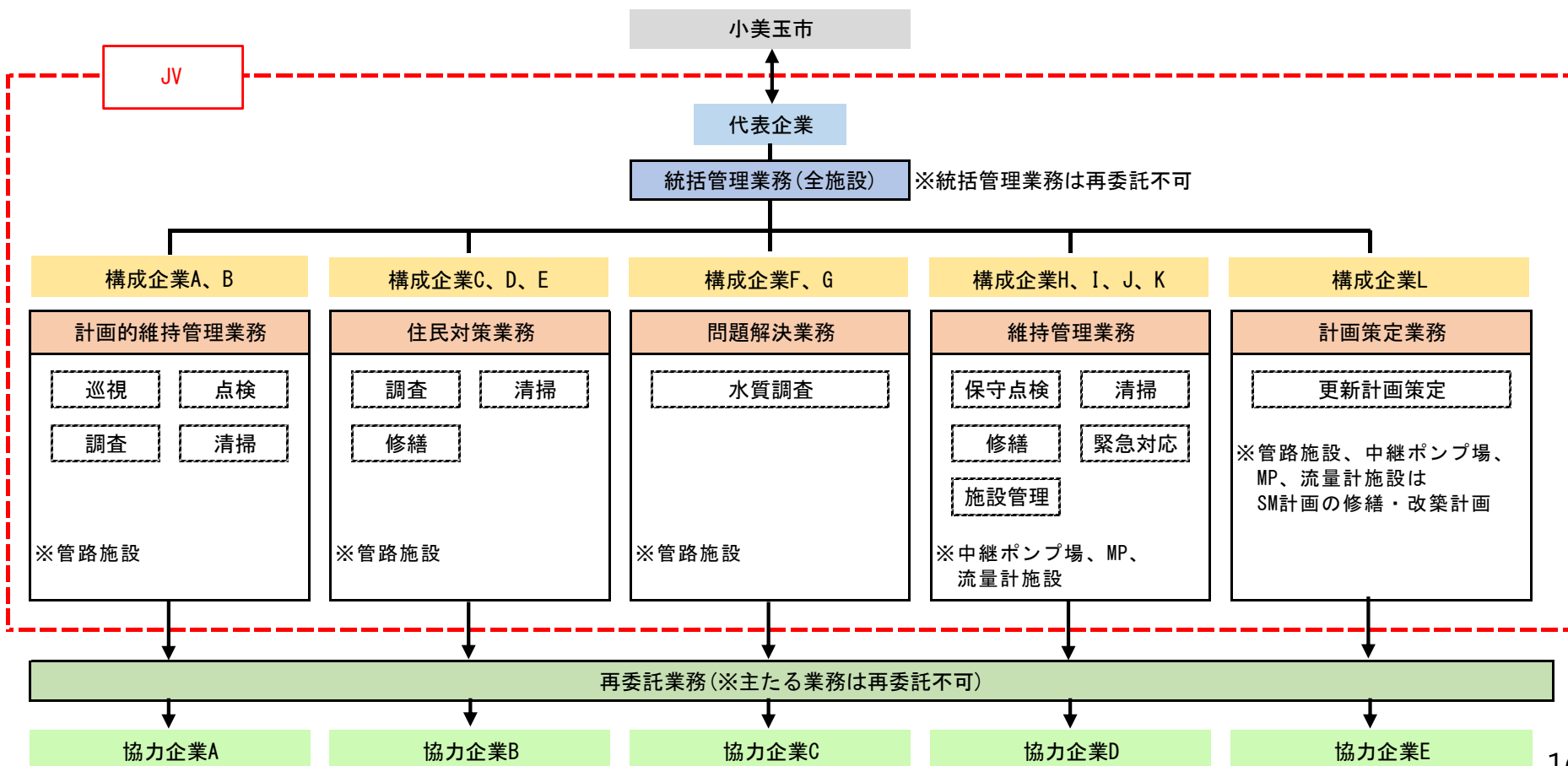
本市ウォーターPPPで採用予定

項目	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
契約形態	一般競争入札	随意契約
契約対象者	価格と技術が総合的に優れた者を契約相手方とする	企画内容や業務遂行能力が優れた者を契約相手方とする
契約相手方の決定方法	<u>入札価格の評価＋技術提案の評価</u> ↓ 落札者の決定 ↓ 契約	<u>企画提案書等の評価</u> ↓ 契約予定者の決定 ↓ 契約内容の協議 ↓ 見積書の徴取 ↓ 契約
契約金額	落札金額による	契約予定者から徴取した見積金額による

3.公募概要

応募者の構成は以下のとおりとしています。

- 応募者は、複数の企業で構成される応募グループとして、JV(共同企業体)の設立を想定しています。
- 各業務をまとめる統括責任者(各業務の責任者との兼務可)を代表企業から選任いただきます。
- なお「統括管理業務」は代表企業以外の構成企業から「副統括責任者」を任意で選任可能です。
(副統括責任者:統括責任者の補助)



3.公募概要

応募者に求める参加資格要件は以下のとおりとしています。

1. 基本要件

- 1 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと
- 2 小美玉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- 3 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、小美玉市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと

2. 経営・信用要件

- 4 競争参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと
- 5 競争参加資格確認申請期限以前6か月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがないこと
- 6 所有資産に対する債務不履行による仮差押え、保全差押え、差押え命令及び競争手続開始決定がされていないこと
- 7 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- 8 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと

3. 独占禁止法

- 9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3か月を経過していること

4. 暴力団排除

- 10 役員等が暴力団員等でないこと
- 11 暴力団又は暴力団経営支配法人等でないこと
- 12 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと
- 13 役員等が暴力団又は暴力団員等に資金等を供給し、便宜供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持・運営等に関与していないこと
- 14 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

5. 利害関係の排除

- 15 市が発注した本事業のアドバイザー業務受託者(中日本建設コンサルタント株式会社)と、資本面又は人事面において関連がないこと
- 16 事業者選定委員会の委員が属する企業、又は当該企業と資本面もしくは人事面等において関連がないこと

3.公募概要

業務実施企業に求める技術者の要件(資格保有者の配置等)は以下のとおりとしています。

対象施設	業務	(総合技術監理部門・下水道) 技術士	(上下水道部門・下水道) 技術士	RCCM (下水道部門)	下水道法施行令 第15条該当者	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者
管路施設	計画的維持管理業務、住民対応業務					○
	計画策定業務(更新計画案含む)	△	△	△		
中継ポンプ場	維持管理業務				○	○
	計画策定業務(更新計画案含む)	△	△	△		
マンホール形式ポンプ場、 流量計施設	維持管理業務				○	○
	計画策定業務(更新計画案含む)	△	△	△		
水門機場	維持管理業務(保守点検)				○	
全施設共通	統括管理業務					

※○は必須要件です。

※計画策定業務は、△のいずれかの有資格者を照査技術者及び管理技術者として配置が必要です。

※計画策定業務の照査技術者及び管理技術者は兼務不可です。

※統括管理責任者は常駐不要です。他自治体との兼任可能です。副統括管理責任者の配置可能です。

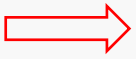
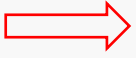


4.実施方針の公表について

4.実施方針の公表について

- 『小美玉市下水道事業における「水の官民連携（ウォーターPPP）」実施方針』を令和8年10月末に公表予定です。
- 実施方針では、本資料で示した本市ウォーターPPP事業の業務範囲や参加資格要件、事業開始までのスケジュール等について記載します。

◆実施方針の記載内容（予定）

章	目次
第1	事業概要  業務範囲
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項  参加資格要件
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
第8	その他事業の実施に関し必要な事項

4.実施方針の公表について

事業開始までのスケジュールは、概ね以下を予定しています。

令和7年度(参考)	本年度	令和9年度	令和10年度
導入検討・可能性調査	公募準備	公募・選定	事業開始
- 事業スキーム検討 - 参入意向調査 - 導入効果整理	- 実施方針公表 - 要求水準書公表 - 質問受付	- 公募資料公表 - 参加資格審査 - 提案評価・事業者決定 - 契約締結 - 業務引継ぎ	令和10年4月開始予定

4.実施方針の公表について

募集要項を公表後のスケジュール(案)

	令和9年(2027年)							令和10年(2028年)			
	1ヶ月 (R9.6)	2ヶ月 (R9.7)	3ヶ月 (R9.8)	4ヶ月 (R9.9)	5ヶ月 (R9.10)	6ヶ月 (R9.11)	7ヶ月 (R9.12)	8ヶ月 (R10.1)	9ヶ月 (R10.2)	10ヶ月 (R10.3)	11ヶ月 (R10.4)
募集・受付	・ 募集要項等の公表										
	・ 質問受付										
資格審査		・ 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付									
			・ 資格審査結果の通知								
確認・審査					・ 提案書類の提出						
					・ 提案書類の評価						
選定						・ 優先交渉権者の決定					
契約締結							・ 事業契約の締結				
引継ぎ・事業開始								・ 引継ぎ期間			
											・ 事業開始

※上記スケジュール案は、今後の検討状況を踏まえて変更される可能性があります。



5.アンケート調査について

5.アンケート調査について

【 アンケート調査の目的 】

現時点におけるスキーム案(対象施設・対象業務)や公募条件に対し、民間事業者の皆様の意見を把握し、参画しやすいようなスキーム案や公募条件に反映していくために実施します。

事業スキームおよび10月公表予定の実施方針の内容精査に向けて、アンケート調査のご協力をお願いいたします。

【 アンケート調査で把握する主な内容 】

- ・ スキーム(対象施設、対象業務)に対する意見
- ・ 参加資格要件等の公募条件に対する意見

【 アンケートに関する留意事項 】

- ・ アンケート調査の回答内容は、法的拘束力を持つものではなく、今後予定している事業者選定における参加条件や評価等には影響しません。
- ・ アンケート結果は、後日匿名で回答者が特定されない形でアンケートの集計結果を公表します。

5.アンケート調査について

【本説明資料に対するアンケート調査の受付期間】

令和8年9月11日(金)～9月30日(水)の期間で受け付けています。

<小美玉市ホームページリンク>

<https://www.city.omitama.lg.jp/0118/info-0000012024-0.html>

【提出先リンク】 : <https://logoform.jp/form/nfRZ/1315569>

【回答締切】 : 令和8年9月30日(水)

【提出形式】 : Excel

本説明資料をご確認のうえ、本市ホームページより「**アンケート調査票**」を別途ダウンロードしていただき、ご回答いただきますようお願いいたします。



参考. 用語の説明

参考. 用語の説明

性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の趣旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

仕様発注

発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

ストックマネジメント(SM計画)

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること、またその計画。

コンストラクションマネジメント(CM)

発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネジャー(CMr)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

統括管理業務

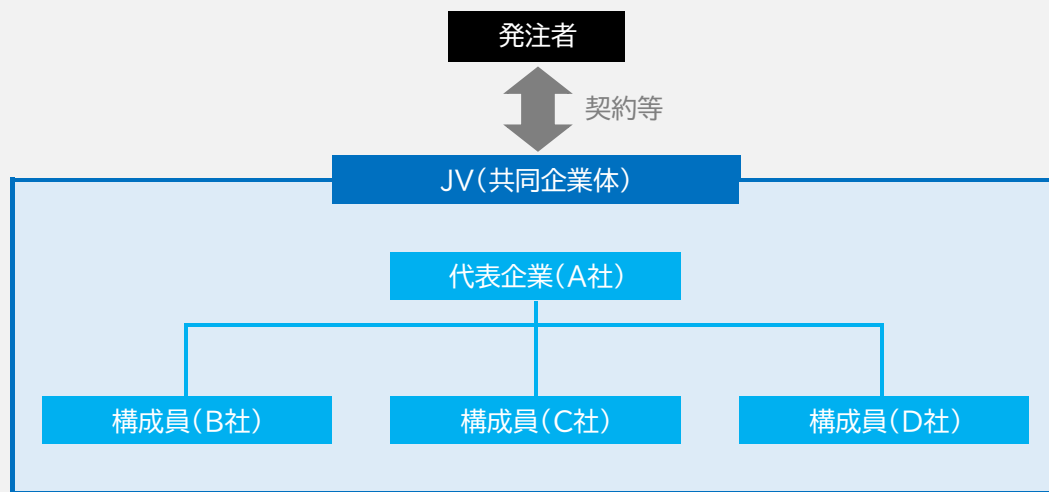
適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する。

参考. 用語の説明

JV(ジョイントベンチャー・共同企業体)

企業が単独で受注を行う通常の場合とは異なり、複数の企業が、一つの業務を受注、履行することを目的として形成する事業組織体のこと。

※更新実施型の場合は建設業法の許可を有する企業の配置が必要。



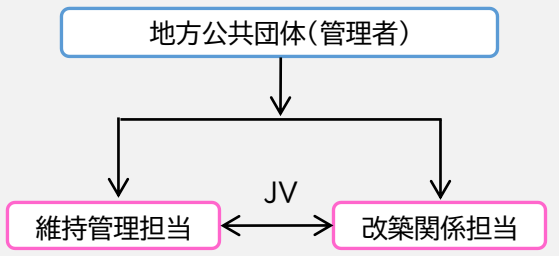
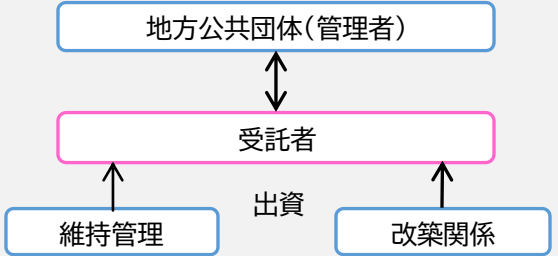
参考. 用語の説明

SPC(特別目的会社)

資産の流動化に関する法律に基づき、特定の事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

PFI事業やコンセッション方式では、公募提案する共同企業体が、新会社(=SPC)を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

受託者がSPCであって他の民間事業者(建設業の許可を有する者)等に改築を発注する場合、地方公共団体(管理者)と受託者の契約内容次第だが、当該SPCは建設業許可が基本的に不要となる。

項目	JV(共同企業体)	SPC(特別目的会社)
類型 (簡略イメージ)		
法的性質	民法上の組合 (法人格を持たない)	民法上の法人
契約主体	構成企業の連名による契約 (JV自体は契約主体になれない)	独立した契約主体 (SPC自体が独立した法人格を持つ)
設立手続き・費用	会社設立が不要のため、 煩雑な手続きや費用が発生しない	設立に向けた手続きに 多くの時間・費用が発生